令 和 7 年

第３回神戸町議会臨時会会議録

令和 7 年 4 月 21 日　開会
令和 7 年 4 月 21 日　閉会

岐阜県神戸町議会

令和７年第３回神戸町議会臨時会会議録目次

第　１　号　（４月21日）

開会 …… ３

会議録署名議員の指名について …… ３

会期の決定について …… ３

報第２号及び報第３号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… ３

議長の辞職許可について …… ７

選第１号について …… ７

副議長の辞職許可について …… ９

選第２号について …… ９

選第３号について …… １１

選第４号について …… １１

選第５号について …… １２

選第６号について …… １３

選第７号について …… １３

議第32号について（提案説明・採決） …… １４

閉会 …… １５

令和７年第３回神戸町議会臨時会付議議案

報第２号　神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報第３号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

選第１号　議長の選挙について

選第２号　副議長の選挙について

選第３号　常任委員の選任について

選第４号　議会運営委員の選任について

選第５号　広報編集特別委員の選任について

選第６号　議会改革特別委員の選任について

選第７号　安八郡広域連合議会議員の選挙について

議第32号　監査委員の選任について

令 和 7 年 第 3 回 神 戸 町 議 会 臨 時 会

（ 第 1 号 ）

令和 7 年 4 月21日（月曜日）

議　事　日　程（第１号）

令和７年４月21日（月曜日）午前９時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　報第２号　神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第４　報第３号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

（追加議事日程）

日程第１　議長の辞職許可について

日程第２　選第１号　議長の選挙について

日程第３　副議長の辞職許可について

日程第４　選第２号　副議長の選挙について

（追加議事日程）

日程第５　選第３号　常任委員の選任について

日程第６　選第４号　議会運営委員の選任について

日程第７　選第５号　広報編集特別委員の選任について

日程第８　選第６号　議会改革特別委員の選任について

日程第９　選第７号　安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第10　議第32号　監査委員の選任について

出席議員（１０名）

１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	４　番	小　川　榮　一　君
５　番	西　脇　博　文　君	６　番	林　　利　雄　君
７　番	宮　嶋　三　郎　君	８　番	飯　沼　　満　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君

教育長	岡田勝彦君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河出真志君
民生部長兼 健康福祉課長	石原宏一君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土屋典生君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小野　健君	会計管理者兼 税務課長	佐藤森行君
まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	名和功二君	建設課長	堀　智君
上下水道課長	山﨑裕之君	教育課長	野下あゆみ君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書記	早野有香

午前９時30分　開会

○議長（飯沼　満君）　おはようございます。

非常に暖かい日が続いております。冬から春が少し、今年は夏が長くなるのかなというような気候を思わせます。この週末からは、神戸まつりが始まります。非常に地元としても一生懸命力を入れていますが、なかなか担ぎというんですか、参加者が見込まれないというのは残念かなと思っておりますが、皆さんにおかれましてもまた御参加いただけるとありがたいかなと思っています。それと、何とかお天気がいい日が続かないかなということを願っております。

ただいまから令和７年第３回神戸町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯沼　満君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録の署名には、会議規則第126条の規定により、６番　林　利雄君、７番　宮嶋三郎君の御両名にお願いいたします。

会期の決定について

○議長（飯沼　満君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日１日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日に決定しました。

報第２号及び報第３号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、報第２号　神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第４、報第３号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、以上２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　おはようございます。

それでは、専決処分をさせていただきました２議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第３、報第２号　神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

１枚おめくりをいただきまして、専第２号　専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

神戸町税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしまして、地方税法等の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和７年３月31日付で専決処分をさせていただきました。

もう一枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第14号　神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下１ページから３ページまで、改正条文及び経過措置等を定める附則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が１ページから14ページまであります。最後に改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町税条例の改正点の概要（専決）です。

１の改正の趣旨は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、令和７年４月１日に施行された規定について所要の改正を行うものであります。

２の改正内容でございますが、主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、①の第66条、第71条と②の第72条では軽自動車税の関係でありまして、まず種別割の見直しの改正では、総排気量が125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクの種別割を新設し、従前の50ccの原付バイクと同額とし、税額を2,000円とするものであります。

また、減免申請書の記載事項に係る規定等について整備する改正内容であります。

１つ飛んでいただいて、④の附則第９条の３は固定資産税の関係でありまして、一定の要件に該当すると認められる特定マンションについて、減免申請書の提出がない場合でも固定資産税の減免措置を適用することができる規定を整備するものであります。

そのほか、③⑤⑥では、各条項において法律の改正等に伴いまして、引用条項や文言の整理などの所要の改正を行っております。

３といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するもので、また固定資産税、軽自動車税について、それぞれ適用に関する経過措置を規定しております。

以上が令和７年３月31日付で専決処分をさせていただきました神戸町税条例の一部を改正す

る条例についての説明とさせていただきます。

続いて、日程第４、報第３号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

１枚おめくりいただき、専第３号　専決処分書。

地方自治法第179条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしまして、地方税法施行令の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和７年３月31日付で専決処分をさせていただきました。

もう一枚おめくりをいただき、神戸町条例第15号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

神戸町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に、新旧対照表が１ページから３ページまで、最後に改正点の概要をつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町国民健康保険税条例の改正点の概要（専決）です。

１．改正の趣旨は、地方税法施行令の一部を改正する法律の公布に伴いまして、国民健康保険税に係る医療分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る軽減判定基準の見直しを行うものであります。

２の改正の内容は、(1)の第２条第２項及び第３項、第22条第１項関係では、課税限度額の見直しでありまして、医療分に係ります課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、また、後期高齢者支援金等分に係る課税限度額についても、現行の「24万円」から「26万円」にそれぞれ引き上げるものであります。なお、介護納付金分の課税限度額の変更はございません。

(2)の第22条第１項第２号及び第３号関係では、軽減判定所得の見直しでありまして、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に、また、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においても、現行の「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

裏面をお願いいたします。

３の附則として、施行期日は令和７年４月１日とし、令和７年度以後の年度分の国民健康保

険税について適用するものであります。

令和７年３月31日付で専決処分をさせていただきました神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上、専決処分をさせていただきました２議案について、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明を終わります。

○議長（飯沼　満君）　これより報第２号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第２号　神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

これより報第３号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第３号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで小川榮一副議長と交代します。

〔議長　飯沼　満君　退場〕

〔副議長　議長席に着席〕

○副議長（小川榮一君）　代わって議長を務めます。

ただいま議長　飯沼　満君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長の辞職許可について

○副議長（小川榮一君）　追加日程第１、議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。飯沼　満君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、飯沼　満君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔８番　飯沼　満君　入場・着席〕

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。この際、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選第１号について

○副議長（小川榮一君）　追加日程第２、選第１号　議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場出入口の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第２項の規定により、１番　深貝仁則君、２番　大場光晴君の両名にお願いします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順次投票をお願いします。

〔投　　票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

深貝仁則君と大場光晴君の開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票10票、無効投票ゼロ、棄権ゼロです。

有効投票のうち、宮川一美君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。よって、宮川一美君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました宮川一美君が議場におられます。よって、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をします。

これより、新議長　宮川一美君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新議長（宮川一美君）　ただいまは議長に推挙いただき、ありがとうございます。

何分私は浅学非才な凡人でございます。誠心誠意職務に精励したいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（小川榮一君）　ここで宮川一美新議長と交代いたします。

〔新議長　議長席に着席〕

〔副議長　小川榮一君　退場〕

○議長（宮川一美君）　それでは、ただいま副議長　小川榮一君から副議長の辞職願が提出され

ました。

お諮りします。この際、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長の辞職許可について

○議長（宮川一美君）　追加日程第３、副議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。小川榮一君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、小川榮一君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔４番　小川榮一君　入場・着席〕

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選第２号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第４、選第２号　副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第２項の規定により、３番　宮嶋健太郎君、４番　小川榮一君の御両名にお願いいたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順次投票をお願いします。

〔投　　票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮嶋健太郎君、小川榮一君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票10票。

有効投票のうち、大場光晴君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。よって、大場光晴君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました大場光晴さんが議場におられます。よって、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をします。

これより、新副議長　大場光晴君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新副議長（大場光晴君）　ただいま副議長に御推挙をいただきまして、大変ありがとうございます。

大役を仰せつかったと思います。議長の宮川一美さんを補佐できるところはなるべくできるように頑張りますので、また今後とも神戸町議会の発展並びに活性化を図ってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。（拍手）

〔追加日程配付〕

○議長（宮川一美君）　お諮りします。ただいまお配りしました日程を本日の日程に日程第５か

ら第10までを追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の日程に日程第５から第10までを追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

選第３号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第５、選第３号　常任委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時07分　休憩

午前10時09分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をしますので、各常任委員会の正・副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を御報告願います。

総務建設常任委員会は全員協議会室で、民生文教常任委員会は委員会室で、それぞれ互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

午前10時10分　休憩

午前10時24分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

総務建設常任委員会の委員長は宮嶋健太郎君、副委員長は深貝仁則君。

民生文教常任委員会の委員長は小川榮一君、副委員長は林　利雄君。

以上、御報告しておきます。

選第４号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第６、選第４号　議会運営委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時32分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることに決定しました。

ここで暫時休憩をしますので、正・副委員長の互選を委員会室でお願いいたします。なお、その結果を御報告願います。

それでは、暫時休憩をします。

午前10時33分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果を報告しておきます。

議会運営委員会の委員長は西脇博文君、副委員長は林　利雄君。

以上、報告しておきます。

選第５号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第７、選第５号　広報編集特別委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時この場で休憩をいたします。

午前10時45分　休憩

午前10時50分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。広報編集特別委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり

選任することに決定しました。

選第６号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第８、選第６号　議会改革特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、今お手元に配付されました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。

直ちにそれぞれの特別委員会ごとに正・副委員長の互選をお願いいたします。

初めに、広報編集特別委員会を委員会室でお願いいたします。その後、全員協議会室において議会改革特別委員会をお願いいたします。その結果を御報告お願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時52分　休憩

午前11時04分　再開

○議長（宮川一美君）　休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

広報編集特別委員会の委員長は深貝仁則君、副委員長は大場光晴君。

議会改革特別委員会の委員長は宮嶋三郎君、副委員長は小川榮一君。

以上、御報告をしておきます。

選第７号について

○議長（宮川一美君）　追加日程第９、選第７号　安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

安八郡広域連合議会の議員でありました飯沼　満君、宮川一美、宮嶋健太郎君が辞職により欠員となりましたので、これに伴う選挙を行います。選挙すべき人数は３名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議会議員に、民生文教常任委員会委員長　小川榮一君、民生文教常任委員会副委員長　林　利雄君、議長の私、宮川一美を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小川榮一君、林　利雄君、宮川一美を安八郡広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小川榮一君、林　利雄君、宮川一美が安八郡広域連合議会議員に当選されました。

ただいま安八郡広域連合議会議員に当選されました小川榮一君、林　利雄君、宮川一美が議場におられます。よって、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をします。

議第32号について（提案説明・採決）

○議長（宮川一美君）　追加日程第10、議第32号　監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木愛子君の退場を求めます。

〔10番　鈴木愛子君　退場〕

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　それでは、追加日程第10、議第32号　監査委員の選任についてでございます。

次の者を、本町の議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、[redacted]氏名、鈴木愛子議員であります。[redacted]。

提案説明といたしまして、議員のうちから選任する監査委員として上記の者を選任させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君）　お諮りします。本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しま

した。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第32号　監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔10番　鈴木愛子君　入場・着席〕

○議長（宮川一美君）　以上をもって、今臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和７年第３回神戸町議会臨時会を閉会します。慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前11時10分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和７年４月21日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

議 会 新 議 長　　宮　川　一　美

議 会 副 議 長　　小　川　榮　一

署　名　議　員　　宮　嶋　三　郎

署　名　議　員　　林　　利　雄